

6.7.22
2742

第報第三二七九號

昭和六年七月十七日

（簡）

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿

新榮社製本所、労働争議ニ関スル件（第二報）

要旨

事業主八十四名、従業員十九名ノ労働争議ヲ父兄ニ通知ス、古月是日、東京労働組合見下シ、シテ交渉進ム
十名、労働組合員中、職工、出勤ヲ拒ムルニシテ、六名及、高橋守雄ニ妨害セル者二名ヲ検出ス

標記労働争ノ其、概、經過左記ノ通

記

一、事業主側

事業主側ハ、其後争議不参加職工十八名及臨時男工十一名ヲ以

十、幼年工病氣ノ場合ハ工場外ニ寢室ノ設備ヲナスコト

十一、定期昇給ヲナスコト

十二、女工長制ヲ廢シテ女工ノ仕事ハ職長直轄スルコト

十三、折仕事ヲ會社直轄トスルコト

十四、及勤ゴ口技工會員ヲ工場ニ出ハセサルコト

十五、及勤職長絶対及對

十六、不ブミ社員ヲ放逐シテ社長自ラ事業ニ當ルコト

十七、労働組合ヲ公認スルコト

先今四ノ向頭ニ犠牲者ヲ絶対ニ出ササレコト

昭和六年七月十二日

新榮社製本従業員一同

新榮社製本所

社長 木下 莊 殿